

JA愛知みなみ 半期ディスクロージャー誌 (2022.4.1~2022.9.30)

【開示項目】

- 1 JA愛知みなみの概況
- 2 地域貢献情報
- 3 主な事業のご案内
- 4 主要勘定等の状況
- 5 貸出金業種別残高
- 6 有価証券等の時価情報
- 7 各種共済契約高
- 8 農協法に基づく開示債権の状況及び
金融再生法開示債権区分に基づく債権の状況
- 9 単体自己資本比率（国内基準）
- 10 コンプライアンス（法令等遵守）の体制
- 11 内部監査体制
- 12 個人情報保護方針
- 13 金融商品の勧誘方針
- 14 金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応
- 15 JAバンクのセーフティネット

【記載金額の端数処理】

記載金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、単位項目の総和と合計が一致しない場合があります。

■ 1. JA愛知みなみの概況

□概況

(令和4年9月末現在)

名 称	愛知みなみ農業協同組合		
代表理事組合長	鈴木 照彦		
所在地(本店)	愛知県田原市古田町岡ノ越6番地4		
本 支 店 数	渥美地域	4 箇所	
	赤羽根地域	1 箇所	
	田原地域	4 箇所	
正 職 員 数	476 人		
組 合 員 数	正組合員	5,566 人	
	准組合員	3,493 人	
	計	9,059 人	
出 資 金	1,314 百万円		

(注) 正職員数は、子会社等に出向している正職員(2人)を含み、準職員(57人)、臨時雇用者(128人)及び9月末退職者(1人)は含んでおりません。

□店舗網

本支店 9店舗 ATMの設置台数 19台(うち店舗外9台)

店舗一覧

(令和4年9月末現在)

店舗名	所在地	電話番号	ATM 設置台数	
渥美地域				
本 店	田原市古田町岡ノ越6番地4	32-3600	1	
	本店福江店	田原市福江町堂前13番地1	32-3600	2
泉支店	田原市江比間町女郎川65番地1	37-0009	1	
	泉支店八王子店	田原市八王子町道下21番地1	37-0009	1
伊良湖岬支店	田原市堀切町浜畑1番地2	35-6511	1	
	伊良湖岬支店和地店	田原市和地町北屋敷35番地3	35-6511	1
中山支店	田原市中山町大堀11番地2	34-0222	1	
赤羽根地域				
赤羽根支店	田原市赤羽根町諏訪4番地1	45-3133	1	
	赤羽根支店若戸店	田原市若見町権亟地45番地2	45-3133	1
	赤羽根支店高松店	田原市高松町中村72番地2	45-3133	1
田原地域				
田原支店	田原市田原町巴江9番地4	23-2151	1	
	田原支店中部店	田原市田原町南新地76番地1	23-2151	1
ふれあい支店	田原市神戸町堀池97番地3	22-2081	2	
	ふれあい支店渥美病院店	田原市神戸町赤石1番地1	22-2081	1
	ふれあい支店六連店	田原市六連町貝場83番地4	22-2081	1
童浦支店	田原市浦町大坂2番地1	22-2165	1	
野田支店	田原市野田町籠田12番地1	25-1131	1	

(注) 店舗外ATMの電話番号は最寄りの店舗(支店)のものを記載しています。

■ 2. 地域貢献情報

□地域との繋がり

(1) これまでの取り組み（令和4年4月～令和4年9月）

- ・ 各種相談会の開催
「ローン等休日相談会」、「年金相談会」等
- ・ 花育教室の開催
- ・ 農機具・自動車・ガス器具夏季展示会の開催
- ・ 温室メロン・ハウスミカン・ハウスいちじく品評会の開催
- ・ 産直広場感謝祭の開催
- ・ 人間ドックの開催
- ・ 人形供養の開催
- ・ 女性部による活動（文化講座等開催）
- ・ 交通安全街頭啓発運動への参加
- ・ オフロードトライアスロン in 田原への協賛

(2) これからの取り組み予定（令和4年10月～令和5年3月）

状況によって、イベントなどは中止する場合があります。

- ・ 各種相談会の開催
- ・ 人間ドックの開催
- ・ 女性部による活動（文化講座等開催）
- ・ 助け合い組織による活動（ミニデイ等の開催）
- ・ 花育活動の推進
- ・ 交通安全街頭啓発運動への参加
- ・ 田原市・JA愛知みなみ園芸農産物総合品評会の開催
- ・ MINAMI Flower Daysの開催

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止に対する取り組み

- ・ 各種イベント、会議等の規模縮小または中止

□情報提供活動

広報誌「みなみ」を毎月組合員向けに発行し、JAからのお知らせ、トピックス、営農・健康・料理・税務情報等のほか、組合員の皆様からお寄せ頂いたJA・広報誌に対するご意見・ご要望等を掲載しています。

農業情報システムでは、組合員向けに「市況情報」「栽培情報」「重油価格のお知らせ」等、最新の営農情報をお届けしています。

また、JA愛知みなみホームページでも各種情報を提供しております。

- ・ 当JAのホームページアドレス
<https://www.ja-aichiminami.jp>

■ 3. 主な事業のご案内

- 信用事業 … 信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。
- 共済事業 … 共済事業は、生命・医療・建物・自動車などのいわゆる保険業務を行っています。
- 販売事業 … 販売事業は、組合員農家の生産する農産物を効率的に集荷・選別し、市場等に対し計画的に出荷・販売する業務を行っています。
- 購買事業 … 購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を「安全・安心・高品質」で安定的に供給する業務を行っています。
- 営農指導事業 … 営農指導事業は、農業生産物にかかる営農について、専門職員（営農指導員）を配置して指導し、その改善と地域における総合的な農業生産力の向上を図るための業務に取り組んでいます。
- 生活事業 … 生活事業は、葬祭・資産管理・結婚相談・人間ドック・JA女性部組織活動・JA助け合い組織活動などを中心に、組合員や地域社会の生活改善と向上を図るための業務です。
- その他の事業 … 【加工事業】葬祭生花の供給や農産物セット販売、堆肥の生産・販売などを行う事業です。
【利用事業】育苗センター・ライスセンターの農業関連施設を効率的・経済的に共同で利用して頂く事業です。

■ 4. 主要勘定等の状況

(単位：百万円)

項目	令和3年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
貯金残高	194,362	195,019	196,545
貸出金残高	21,332	20,882	20,584
預金残高	167,350	166,368	166,648
有価証券残高	14,726	15,578	16,987
長期共済保有契約高	620,623	612,471	602,533

■ 5. 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	令和3年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
農業・林業	5,742 (26.9)	5,469 (26.2)	5,051 (24.5)
水産業	— (—)	— (—)	— (—)
製造業	20 (0.1)	20 (0.1)	— (—)
鉱業	— (—)	— (—)	— (—)
建設・不動産業	878 (4.1)	846 (4.1)	846 (4.1)
電気・ガス・熱供給水道業	35 (0.2)	34 (0.2)	29 (0.1)
運輸・通信業	— (—)	— (—)	— (—)
金融・保険業	843 (4.0)	562 (2.7)	562 (2.7)
卸売・小売・飲食・サービス業	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
地方公共団体	— (—)	— (—)	— (—)
非営利法人	— (—)	— (—)	— (—)
その他	13,810 (64.7)	13,948 (66.8)	14,093 (68.5)
合計	21,332 (100.0)	20,882 (100.0)	20,584 (100.0)

(注) () は構成比です。

■ 6. 有価証券等の時価情報

(1) 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	令和3年9月末			令和4年3月末			令和4年9月末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
有価証券	14,444	14,725	281	15,760	15,584	▲175	17,824	16,995	▲829
売買目的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	14,444	14,725	281	15,760	15,584	▲175	17,824	16,995	▲829

(注1) 有価証券の時価は、当該月末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

(注2) 有価証券の取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。

(2) 金銭の信託の時価情報

【運用目的の金銭の信託・満期保有目的の金銭の信託・その他の金銭の信託】

該当する取引はありません。

(3) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

■ 7. 各種共済契約高

(1) 長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
	保有高	保有高	保有高
生命総合共済	295,659	286,724	275,919
建物更生共済	324,963	325,746	326,614
合 計	620,623	612,471	602,533

(注) 「生命総合共済」欄の保有高は、生命総合共済以前（平成5年度以前）に契約された養老生命、終身、年金の各共済契約を含めた金額を表示しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	令和3年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
	保有高	保有高	保有高
医療共済	8,147	7,281	6,509
がん共済	26,207	54,790	81,827
がん共済	1,816	1,861	1,914
定期医療共済	229	214	202
合 計	10,193	9,357	8,626
	26,207	54,790	81,827

(注) 医療共済の保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の保有高は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	令和3年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
	保有高	保有高	保有高
介護共済	502,481	536,699	553,817
生活障害共済 (一時金型)	385,500	423,900	523,850
生活障害共済 (定期年金型)	14,296	15,738	16,884
特定重度疾病共済	91,230	112,930	134,410

(注) 保有高は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高 (単位：万円)

種 類	令和3年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
	保有高	保有高	保有高
年金開始前	449,187	448,008	452,650
年金開始後	130,659	132,262	129,953
合 計	579,846	580,271	582,603

(注) 保有高は、年金年額（予定利率変動型年金共済にあたっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高 (単位：万円)

種 類	令和3年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
	掛 金	掛 金	掛 金
自動車共済	43,566	91,293	43,179
自賠償共済	9,712	19,955	9,636

■ 8. 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

債 権 区 分	令和3年 9月末	令和4年 3月末	令和4年 9月末	
			令和3年 9月末比	令和4年 3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	309	306	95.20%	96.12%
危険債権	125	115	86.56%	93.64%
要管理債権	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
小 計	434	422	92.71%	95.44%
正常債権	20,908	20,459	96.51%	98.63%
合 計	21,343	20,882	96.44%	98.57%

(注1) 債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業と信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業と信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。なお、各債権区分の定義は以下の通りです。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- ② 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- ③ 要管理債権
④「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と⑤「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- ④ 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- ⑤ 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- ⑥ 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以

- 外のものに区分される債権をいいます。
- (注2) 当年9月末の債権額については、次の方法により算出しています。
- ① 当年9月末の債権額は、当年3月末時点の債権額を基準として、当年9月末時点の残高に修正しています。
 - ② 債権区分は、当年3月末を基準として、当年9月末までの債務者の状況等の変化に基づき変更しています。

■ 9. 単体自己資本比率（国内基準）

令和3年9月末（仮決算）	令和4年3月末	令和4年9月末（仮決算）
27.94%	27.57%	28.72%

(注) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

■ 10. コンプライアンス（法令等遵守）の体制

当JAでは、各種の法律や規則等にそって適正な業務を行うための体制を整備しています。

◇ 業務別の規程及び要領・マニュアル等の整備 ◇

当JAの通常業務について、規制等を反映させた業務別の規程を作成し、この規程に基づいて業務別手続事項を定めたものを要領・マニュアル等として設定しています。各種の規程が変更された場合には、速やかに通達を出し、その内容を周知させた上で、要領・マニュアル等の変更を行うこととしています。

◇ 事務処理の検査 ◇

監査部門により、当JAの業務がこの規程等に基づいて行われているのはもちろんのこと、正確な事務処理と事故・トラブル等の防止のための指導を行っています。

◇ コンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立に向けた対応 ◇

コンプライアンスを経営の最重要課題として、コンプライアンスを確実に実施するための内部管理態勢、各種規程等の整備・構築に取り組んでいます。

また、コンプライアンス態勢及び内部けん制機能の強化を最重要課題と認識し、役員による支店巡回、内部通報制度の充実、各種コンプライアンス研修の実施、連続職場離脱の実施、各管理職による自主検査の実施、無通告監査の実施等の不祥事未然防止対策を実施しています。

■ 11. 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店等を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

■12. 個人情報保護方針

愛知みなみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい（保護法第2条第1項、第2項）、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいい（番号利用法2条第8項）、以下同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いについて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
6. 当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）および匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
7. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 当組合は、保有個人データ等について、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、当組合が、本人又はその代理人から求められる開示、内容訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいいます（保護法第16条第4項）。
9. 当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■13. 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■14. 金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

<当JAの相談・苦情等受付窓口>

◇信用事業 ○金融部

電話番号：0531-34-0378

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、一般社団法人JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

○（一社）JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

◇共済事業 ○共済部

電話番号：0531-34-0379

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、JA共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

○JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前9時～午後6時（月曜日～金曜日）

午前9時～午後5時（土曜日）

※日・祝日および12月29日～1月3日は休業日

2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業 ○愛知県弁護士会紛争解決センター

電話番号：052-203-1777

受付時間：午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

◇共済事業 ○（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

○(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

○(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

○(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

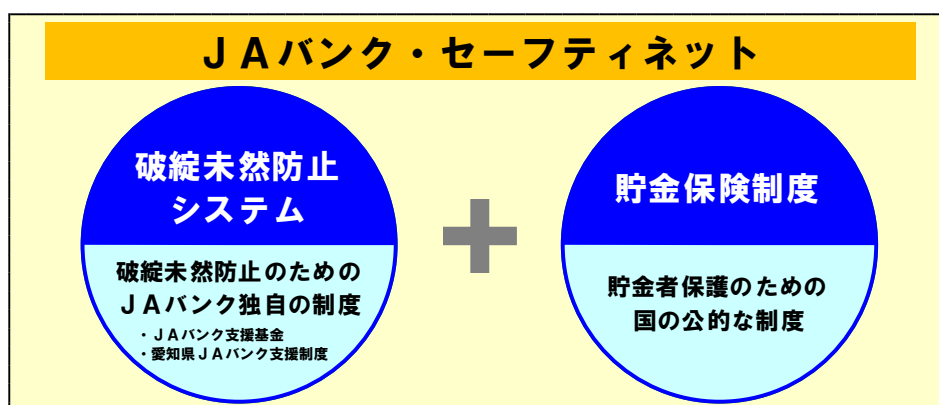
○日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

■15. JAバンクのセーフティネット

より安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「JAバンク・セーフティネット」を構築し、皆さまの貯金を安全にお守りします。まず、公的制度である「貯金保険制度」。そして「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保する取組みである「破綻未然防止システム」。この仕組みによって、組合員・利用者の皆さまにより一層の「安心」をお届けします。



破綻未然防止システムとは？

JAバンクの健全性を確保し、JAの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。JAバンク独自の自主ルール基準（自己資本比率等）を設定し、個々のJAの経営状況をチェック（モニタリング）しています。

また、全国制度の「JAバンク支援基金」と、県制度の「愛知県JAバンク支援制度」の二つの制度が互いに連携し、万一の事態に至ることのないよう、早期・適切に経営健全性の向上のために、必要な支援（資本注入や資金援助等）を実施します。

貯金保険制度とは？

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA・信連・農林中金などの加入が義務づけられています。万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合、貯金を一定の範囲で保護します。

JAバンクシステムとは？

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」を定めております。そのJAバンク基本方針に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取組むしくみを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。